核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所　平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL:045-563-5101　FAX:045-563-9907　E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
http://www.jca.apc.org/peacedepot/
●編集責任者　梅林宏道 ●郵便振替　口座番号:00280-0-38075　加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、15日に発行。
1996年4月23日第三種郵便物認可

101 99/10/15

¥100

新アジェンダ連合、国連総会決議草案を提出へ

日本の投票に最大の関心

強力な市民活動が求められる

新アジェンダ連合(NAC)は、昨年同様、第54国連総会第1委員会に「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」と題する決議草案を提出する予定である。決議草案の全文が明らかになった。その内容は基本的に昨年と同様である。それは核兵器廃絶の早期実現を求める決議であり、今後の核軍縮にとって重要な意味をもっている。「東京フォーラム」報告が、新アジェンダ連合の努力を高く評価したことを受けて、昨年は棄権した日本政府が今年は賛成に転じるよう、市民の強力な働きかけが必要である。

◆「東京フォーラム」報告

「東京フォーラム」最終報告は、新アジェンダ連合について次のように評価した。

「米ロ関係、米中関係の悪化、NPTにおける新たな緊張、CTBT採択以来の軍縮会議の非効率性に直面し、核不拡散・軍縮努力を再活性化するために全ての国が更なる努力をすることが必要である。東京フォーラムは『新アジェンダ連合』による最近の努力が、核抑止論と期限付き核廃絶論の二つの神学論争にはまり動きがとれなくなっている多国間の議論の場に、新たな刺激を与えたことを評価する。」

期限付き核廃絶論について、冷静な考察を加えることなく、核抑止論と同列の神学論と決めつける考え方には賛成できないが、「新アジェンダ連合」の役割を、現在の膠着した核軍縮動向に刺激を与えるものと、評価している。さらに同報告は、「新アジェンダ連合」のような積極的な中堅国家と非政府組織(NGO)が、協力し合うことの重要性を次のように述べている。

「東京フォーラムは核不拡散・軍縮を促進させるための非政府組織(NGO)の努力についても評価する。『中規模国家勢力』とNGO間の創造的な連携は、核軍縮において現在欠如しているリーダーシップを提供しよう。」

日本のNGOにとっては、まず日本政府に核軍縮をリードする役割をさせることが、このような「創造的な連携」の形でなければならない。その意味で、NAC決議への賛成投票を日本政府に強力に働きかけることが求められる。第一委員会での審議は10月22日に開始され、11月8～9日頃に採択されるとの情報がある。

◆昨年決議との比較

今年の新アジェンダ決議案は、昨年のものと本質部分は変わっていない。

決議の中心である主文の第1節は、核兵器国に対して「迅速かつ完全」な廃棄の約束を求め、「遅滞なく交渉を始める」ことを求めている。表現の変化についての分析は、今後の調査を待ちたいが、昨

ナヌース湾基地

カナダ連邦政府が収用を決定

カナダ政府は「否定も肯定もしない政策」を支持と明言

本誌98号で紹介したカナダのブリティッシュ・コロンビア州(BC州)のジョージア海峡にある基地「カナダ軍海洋実験・テスト射爆場」(いわゆるナヌース湾基地)の土地収用問題で、9月13日、カナダ政府は最終的に土地(海底)収用の決定を発表した。ただし、収用反対のBC州の意見を一部取り入れて、収用する水域を通告よりも小さくした。

カナダ政府は、カナダと同盟国の安全保障の理由で「収用の意図通告」を5月14日(98号では5月22日と記したが、これは官報に出た日付)に登録し、6月21日までに国民に反対意見の提出を求めた。7月19日～30日ナネイモで、8月3日～17日

5ページへつづく➔◆

年よりも表現がやや緩められた印象を受ける。核兵器国の「約束」が昨年は、主体的関わりをこめた「誓約(commitment)」であったのに対して、今年は契約的な「約束(undertaking)」となっている。また、昨年は「交渉の遂行と締結」を求めていたが、今年は「加速された交渉過程に入る」ことを求め、締結の言葉を使っていない。

昨年のNAC決議では、核兵器の第一(先制)不使用にかかわる部分が途中で修正され、「戦略的安定性を高めるための措置」という表現になった経緯があるが、今年のものは、最初から第一(先制)不使用の言葉は使わず「戦略的安定性を強化」するための「核兵器の役割を減らせる方法と手段」と表現している。したがって、この点で日本の支持の障害となる理由はない。

日本が昨年のNAC決議に棄権投票を行った理由として、「核兵器国への批判が強すぎる」という点が指摘されていたが(『核軍縮と非核自治体・1999』参照)、この点について今年の草案は配慮を示している。つまり、昨年の前文にあった「核兵器国が、自国の核兵器を廃棄するという誓約を、迅速かつ完全に履行してこなかったことを憂慮し」という文節が削除され、代わりに「核兵器削減交渉が現在停止していることを憂慮し」という、否定しようのない事実の記述が入った。

その他、昨年の日本政府の棄権理由として指摘されていた、「核軍縮に関する国際会議の呼びかけ」「核兵器のない世界は究極的には多国間で交渉された法的に拘束力のある条約による下支えが必要である」という部分は、昨年と変わらず、主文第14節と主文第20節に含まれている。これらはそれぞれ納得のゆく当然の要求であり、日本の現行政策と何ら矛盾するものではない。これらを理由に、日本政府が棄権することは許されないことであろう。

このように吟味してみると、今年のNAC決議草案は、昨年よりも日本政府が支持しやすいものになっている。昨年のNAC決議に日本政府が棄権投票をしたこと自体、日本の市民とって承伏できないことであったが、今年の決議について棄権がくり返されることがあってはならない。

◆決議の意義

NAC決議の支持国が増えることは、こ

資料

核兵器のない世界へ 新しいアジェンダの必要性

「新アジェンダ連合」第54国連総会決議草案

総会は、

(前文)

核兵器の存在は人類の存続への脅威であると確信し、

核兵器が無期限に保有されるという展望を憂慮し、核兵器を永続的に保有しつつ決してそれを使用しないことが可能であるという議論は、人間の歴史から見て支持できないことを信じるとともに、唯一の完全な防御は、核兵器を廃棄し、核兵器が再び製造されないと保証することであると確信し、

核兵器能力をもちながら核不拡散条約(NPT)に加盟していない三カ国が、核兵器の選択肢をひき続き保持していることを憂慮するとともに、彼らがその選択肢を放棄していないことを憂慮し、

核兵器削減交渉が現在停止していることを憂慮し、

大多数の国が、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領したり、製造したり、その他の方法で入手しないということについて法的拘束力のある約束を行ったことに留意するとともに、このような約束は、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の法的拘束力のある約束を背景として、なされたものであることを想起し、

1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所(ICJ)の全員一致の結論、すなわち、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在するという結論を想起し、

限りない将来にわたって核兵器の保有が正当であるとみなされるような見通しを持って、国際社会は新しい千年期に突入してはならないことを強調するとともに、核兵器を永久に禁止し廃絶することに断固として着手する必要性を確信し、

核兵器の完全な廃棄のためには、もっともたくさんの核兵器を保有する核兵器国が最初に措置をとることが必要であると認識するとともに、より少ない核兵器を保有する核兵器国が、将来において切れ目のない形でこれらの国々につながってゆかなければならないことを強調し、

戦略兵器削減交渉(START)のこんにちまでの成果および将来の約束を歓迎し、またそれが、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体および破壊という目的をもった、すべての核兵器国を含む数国間の機構として発展する可能性を示していることを歓迎し、

核兵器計画から核分裂物質を不可逆的に除去することを保証するための、合衆国、ロシア連邦、国際原子力機関(IAEA)の三者間の構想を歓迎し、

保有核兵器を実際に廃棄し、そのために必要な検証体制の開発が行われる前に、核兵器国が即座にとることができ、またとるべきである多数の実践的措置があると信じ、これに関連して、最近の一方的な措置およびその他の措置に注目し、

対弾道ミサイル・システム制限条約(ABM条約)が現在も戦略的安定性の要であることを明記し、

NPTの各条項は、各加盟国に対して、常に、いかなる状況下においても拘束力があることを強調し、

ジュネーブ軍縮会議(CD)において、「核軍拡競争の停止と核軍縮」と題するそのアジェンダ(議事次第)の第一項の下で、専門コーディネーターの報告書とそこに含まれている委任権限に基づいて設置された特別委員会において、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約に関する交渉を行うことの重要性を強調するとともに、このような条約は、核兵器の完全な廃棄に至る過程をさらに下支えするにちがいないと考え、

核兵器の完全な廃棄が達成されるためには、核兵器の拡散を防止する実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ、核兵器あるいはその他の核爆発装置用のすべての核分裂物質に対する国際的管理の拡大を通じて、そのような協力は増進されねばならないことを強調し、

現在ある非核地帯諸条約の重要性、およびそれら諸条約の関連議定書の早期の署名と批准の重要性を強調し、

1998年6月9日の共同外相宣言に注目し、またそれが、二国間、数国間、多国間のレベルにおいて、相互に補強し合う一連の措置を並行して追求することを通じて、核兵器のない世界を達成するための新しい国際的アジェンダを要求していることに注目し、

決議53/77Y(注:昨年の国連総会における新アジェンダ決議)の実行に関する国連事務総長の報告書を認識し、

核兵器のない世界を維持するために必要な検証制度についての探求に関するするIAEA事務局長の最初の報告書に留意し、

(主文)

1. 核兵器国に対して、それぞれ自国の保有核兵器を迅速かつ全面的な廃棄を完了するという明確な約束を行い、遅滞なく加速された交渉過程に入り、それによって、N

の決議に盛られている内容を実行に移すための国際世論を強めることに直接貢献する。たとえば、ジュネーブ軍縮会議に特別委員会を設置したり、核軍縮交渉を開始するための国際会議を開催させたり、このような具体項目を要求する別個の総会決議を挙げさせたりすることが、次のステップとなりうる。

さらに次のことをお伝えしたい。10月8日、アナン事務総長は、昨年のNAC決議に記された義務(主文第16節と20節)にしたがって、IAEAなどによる「核兵器のない世界における検証制度」についての報告を行った。同様な報告は、今年の決議においても要求されている。このようにして、「核兵器のない世界」に対する準備が、NAC決議によって具体的に前進するのである。(梅林宏道)Ⓜ

NAC決議支持を求めるPCDSの要請書

内閣総理大臣小渕恵三殿
外務大臣河野洋平殿

要請書

来る国連総会第一委員会で、昨年にひき続き「新アジェンダ連合」による「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」と題する決議案が提出されようとしています。私たちは、日本政府がこの決議案に賛成投票をすることで、被爆国として核兵器廃絶に向けて真剣にとり組む姿勢を国際社会にアピールしてほしいと願うものです。

昨年日本政府は、「新アジェンダ連合」決議案に対して、「核兵器国への批判が強すぎる」といった理由から棄権投票をしました。一方で、去る7月25日に提出された「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の報告書を、日本政府は支持すると述べています。同報告書の内容や主要提言などを考慮したとき、日本政府が「新アジェンダ連合」決議への賛成投票を躊躇する正当な理由は見あたりません。

「核兵器が無期限に保有されるという見通しをもって新しい千年期に突入してはならない」、と「新アジェンダ連合」は述べています。来る2000年は、核兵器廃絶という目標にとって、特別な意味をもつ年です。日本政府が「新アジェンダ連合」決議に賛成をし、そして2000年4月から5月に開催される核不拡散条約(NPT)再検討会議において、核兵器禁止条約のための交渉が開始されるようとり組むことを強く要請いたします。

1999年10月14日
太平洋軍備撤廃運動(PCDS)
国際コーディネーター　梅林宏道
日本ファシリテーター　川崎哲

PT第6条の下での誓約である核軍縮を達成することを要求し、
2. 合衆国とロシア連邦に対して、これ以上の遅滞なくSTARTⅡを発効せしめ、早期締結をめざしてSTARAT Ⅲの交渉を開始することを要求し、
3. 核兵器国に対して、核兵器の完全な廃棄に通ずる過程に、五つの核兵器国すべてが切れ目なく統合されてゆくために必要な措置をとることを要求し、
4. 戦略的安定性を強化し、核兵器を廃棄する過程を容易にし、国際的な信頼と安全に寄与するために、安全保障政策における核兵器の役割を減らせる方法と手段を調査することを求め、
5. このような文脈において、核兵器国に対して、
──核兵器削減の不可欠な一部分として、戦術核兵器の廃棄をめざした削減を行い、
──核兵器の警戒態勢を解除し、運搬手段から核弾頭をとり外す可能性を調査するとともに、それに着手し、
──さらに進んで、核兵器政策や態勢を吟味し、
──自国の保有核兵器と核分裂物質の目録に関する透明性を実証し、また、
──軍事的要求より過剰であると申告されたすべての兵器用核分裂物質を、現行の任意保障措置協定の枠内でIAEAの保障措置のもとに置くよう、早期に措置をとることを要求し、
6. 核兵器能力をもちながらNPTにいまだ加盟していない三カ国に対して、明確にかつ緊急に、すべての核兵器の開発や配備の追求を中止し、地域および国際の平和と安全や、核軍縮と核兵器の拡散防止に向かう国際社会の努力を害するような、いかなる行動も慎むことを要求し、
7. いまだそうしていないすべての国に対して、NPTに無条件にかつ遅滞なく加盟し、また、非核兵器国として条約加盟することに伴って必要とされるすべての措置をとることを要求し、
8. いまだそうしていないすべての国に対して、IAEAと全面的保障措置協定を締結し、また、1997年5月15日のIAEA理事会で承認された模範議定書に基づいて、それら保障措置協定の追加議定書を締結することを要求し、
9. さらに、いまだそうしていないすべての国に対して、包括的核実験禁止条約(CTBT)に無条件にかつ遅滞なく署名および批准し、また、条約が発効するまでの間、核実験の一時停止を行うことを要求し、
10. いまだそうしていないすべての国に対して、核物質防護条約に加盟し、また、それをさらに強化すべく努めることを要求し、
11. 合衆国、ロシア連邦、国際原子力機関(IAEA)の三者間の構想の発展を促すとともに、同様な制度が他の核兵器国によっても開発されることを促し、
12. CDに対して、「核軍拡競争の停止と核軍縮」というそのアジェンダの第一項の下で、専門コーディネーターの報告書とそこに含まれている委任権限に基づいて設置された特別委員会において、核不拡散および核軍縮という二つの目的を考慮しつつ、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約の交渉を追求し、遅滞なく交渉を締結させることを要求し、また、その条約が発効するまでのあいだ、すべての国に対して、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産の一時停止を行うことを要請し、
13. CDに対して、核軍縮をとり扱う適切な補助組織を設立すること、また、そのために、適切な手段およびとりくみ方についての集中的協議を、遅滞なく決定に達することをめざして、優先的事項として追求することを要求し、
14. 核軍縮および核不拡散に関する国際会議は、他の場でとりくまれている努力を効果的に補完することになり、核兵器のない世界のための新しいアジェンダの強化を促進しうると考え、
15. この文脈において、2000年の4年期総会が、平和、安全保障および軍縮を考慮することに留意し、
16. 1995年のNPT加盟国再検討延長会議で採択された諸決定と決議の重要性を想起し、「条約の再検討過程の強化」を完全に履行することの重要性を強調し、これとの関連で、2000年4月・5月に開催される来るべきNPT加盟国再検討会議の重要性を強調し、
17. 核兵器のない世界を維持するためには、検証体制の開発が必要となることを確認し、IAEAに対して、関連の他の国際機関や国際組織とともに、そのような制度の構成要素についてひき続いて探求することを求め、
18. 核兵器の使用および使用の威嚇が行なわれないということを、NPT加盟国である非核兵器国に実効的に保証するような、国際的に法的拘束力のある条約の締結を要求し、
19. 非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、自由にとり結ばれた協定に基づき、追求し、拡大し、設立することは、核兵器のない世界という目的に向けて大きく貢献することを強調し、
20. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的で多国間で交渉された、法的に拘束力のある条約や、相互に補強し合う一連の条約体系による下支えが必要であることを確認し、
21. 事務総長に対して、現存の資源の範囲内で、この決議の履行についての報告書を作成することを求め、
22. 第55総会の暫定的アジェンダに「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」と題する項目を入れ、この決議の履行について検討することを決定する。

(訳:梅林宏道)Ⓜ

米ロ中への強い姿勢を維持できるか

注目されるCTBT(包括的核実験禁止条約)過程と日本

10月13日に米上院がCTBT(包括的核実験禁止条約)批准を否決したことで、CTBT批准過程は大きくつまづいた。9月30日に第7回の未臨界実験を強行している米国の情勢と分析は次号以降にゆずり、ここではCTBT批准促進に積極的に動いてきた日本政府に注目したい。

資料1としてCTBT発効促進会議(10月6~8日、ウィーン)での高村前外相の演説を、資料2として米上院の否決に対する河野外相の談話を掲載する。高村演説は、米ロ中に対して2000年4月の核不拡散条約(NPT)再検討会議までに批准するよう迫っている。CTBT発効促進会議を日本政府は、「未署名の印・パ・北朝鮮、未批准の米・ロ・中に対し、間接的ながらもそれと分かる表現で、個別に早期批准・署名を呼びかける宣言が全会一致で採択された意義は大きい」、「(日本政府は)個々の国への説得ミッションの派遣など総合的な外交努力を強化していく」と総括している。今後の働きが注目される。(川崎哲)

資料1 高村正彦前外相 CTBT発効促進会議 日本政府代表スピーチ

1999年10月6日、ウィーン

■東海村事故

(略)

まず、この場を借りて、9月30日に我が国において発生した東海村核燃料転換施設の事故について、一言述べたいと思います。我が国は、「核燃料サイクル」の確立をエネルギー政策の基本として、原子力利用を厳に平和目的に限り、安全確保を大前提として参りました。今般の事故は、我が国にとり極めて深刻かつ遺憾なものであり、改めて事故原因の究明と一層の安全確保に対する決意を新たにした次第でありましたが、おかげさまをもって緊急事態は終息しました。なお、今回の事故に関し、国際社会より積極的な支援の申し出があったことに深く感謝し、この場を借りてお礼申し上げます。(略)

■CTBTの意義

冷戦終結後10年が経過し、20世紀の終了を目前に控えた今日、究極的目標たる核兵器の廃絶は、残念ながら未だ遠い目標であると思われます。人類は、多くの戦争と血なまぐさい出来事にさいなまれた20世紀の経験を踏まえ、来る21世紀にこそ「核兵器のない世界」を実現しなければなりません。

この困難な課題を実現する道程において、96年9月、第50回国連総会において地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発及び他の核爆発」を禁止するとともに、その実効性確保のために国際監視制度等につき規定するCTBTが採択されたことは、核軍縮の歴史上極めて意義深い出来事でありました。

世界で唯一の被爆国である我が国は、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮のための国際協力に寄与するとの見地から、率先して条約を締結するとともに、この歴史的成果たるCTBTが一日も早く発効するよう、他の国々に対し、早期の署名・批准を働きかけて参りました。

本条約は、署名開放以後3年あまりの短い期間に、150を超える国々の署名を得て、その内50近くの国が批准を済ませていることに示される通り、核不拡散・核軍縮の分野における極めて重要な枠組みであるとの普遍的な認識を得ていると言えます。他方、発効要件を満たすまでに未だ長い道のりを残している現状には、遺憾の意を禁じ得ません。今回の発効促進会議においては、未署名国、未批准国に対して、可能な限り早期に署名・批准を行うことを求める強いメッセージを発する必要があると考えます。

■核兵器国、未署名国の早期署名・批准

議長。我が国は、その批准が条約の発効要件となっている44カ国のうち未批准の国に対し、可能な限り早期に、かつ、明年4月の核兵器不拡散条約(NPT)再検討会議までに批准するよう求めます。なかんずく、NPT体制の下での核兵器国、すなわち、米国、ロシア、中国に対して率先して批准を行うことを求めます。そうすることにより、CTBTの発効を促進するのみならず、NPT再検討会議を成功裏に導く大きな貢献にもなるものと信じます。

第二に、発効要件国のうち署名を行っていないインド、パキスタン、更には北朝鮮に対して可能な限り早期の署名・批准を求めると同時に、各国がこれら3カ国に署名・批准を働きかけることを求めます。

第三に、NPT体制には参加していないものの、本条約の署名国であるイスラエルに対して、批准に向けた国内手続きを速やかに進めるよう求めます。

第四に、特に未批准の発効要件国に対して批准のインセンティブを与えるために現在準備委員会が行っている、国際協力ワークショップ開催等の努力を更に奨励します。我が国としても、こうした国々の批准を奨励するため、個々の国へのミッション派遣、検証技術の向上のための協力など政府開発援助(ODA)の活用を含む総合的な外交努力を強化していく所存です。

■CTBTの検証制度

議長。我が国は本条約上の義務の実施を確保するため、検証制度が早期に立ち上がることを強く希望しており、その準備のために大きな役割を果たしてきた暫定技術事務局の努力を高く評価します。

我が国としても、本条約に基づき、核実験探知のための国際監視制度施設10箇所の整備を順次進めているところであります。また、関連技術研修の実施、本条約において定められた分担金の支払い等の面でも誠実

CTBT発効促進会議(10月6~8日、ウィーン)

発効に必要な44カ国と批准状況

1999年10月5日現在

「未」は、署名はしたが批准していない国。
「未署名」は署名していない国。

	批准年月日		批准年月日
アルジェリア	未	イタリア	99.2.1
アルゼンチン	98.12.4	日本	97.7.8
オーストラリア	98.7.9	メキシコ	99.10.5
オーストリア	98.3.13	オランダ	99.3.23
バングラデシュ	未	朝鮮民主主義	
ベルギー	99.6.29	人民共和国	未署名
ブラジル	98.7.24	ノルウェー	99.7.15
ブルガリア	99.9.29	パキスタン	未署名
カナダ	98.12.18	ペルー	97.11.12
チリ	未	ポーランド	99.5.25
中国	未	韓国	99.9.24
コロンビア	未	ルーマニア	99.10.5
コンゴ民主		ロシア連邦	未
共和国	未	スロバキア	98.3.3
エジプト	未	南アフリカ	99.3.30
フィンランド	99.1.15	スペイン	98.7.31
フランス	98.4.6	スウェーデン	98.12.2
ドイツ	98.8.20	スイス	99.10.1
ハンガリー	99.7.13	トルコ	未
インド	未署名	ウクライナ	未
インドネシア	未	英国	98.4.6
イラン	未	アメリカ合衆国	未
イスラエル	未	ベトナム	未

1996年9月に国連総会で採択された包括的核実験禁止条約(CTBT)は、第14条第1項で定められた44カ国の批准を経て発効されることになっている。条約が署名のために開放されてから3年を経ても発効しない場合には第14条第2項の定めにより批准過程を促進するために発効促進会議が開催される。(44カ国と批准状況は左の表を参照。)44カ国の中で最初に批准した日本は、批准促進過程に積極的で、同会議では高村前外相が議長をつとめた。

会議には、92の批准国および署名国、4の未署名国(パキスタン、リビア、サウジアラビア、ジンバブエ)、3つの国際機関、そして13のNGO(非政府組織)が出席した。未署名国のパキスタンや、NGOの発言枠も与えられた。

96年11月の署名国会議での決議によりCTBT機関準備委員会と暫定技術事務局が置かれており、今回の会議の事務を担った。

に貢献してきており、今後も同条約を実施するための体制整備のため、可能な限りの支援に努めて参ります。

■結び

21世紀の国際社会が、「核兵器のない世界」という共通の目標を実現するためには、国際社会が引き続きその英智とエネルギーを結集し、核不拡散・核軍縮に取り組んでいくべきであります。我が国としては、本条約の発効が核軍縮・不拡散の分野における極めて重要な一歩となることを信じ、その早期実現に向けて、今後とも具体的かつ積極的に取り組んでいきたいと考えております（略）。

資料2

河野洋平外務大臣談話「米上院によるCTBT批准の否決について」

1999年10月14日

1. 米国行政府の多大な努力にもかかわらず、13日（米国時間）、米上院本会議においてCTBT批准が否決されたが、これが今後、世界の核軍縮・不拡散へ及ぼす悪影響ははかり知れず、極めて憂慮すべきことである。

2. わが国は、先般ウィーンで開催されたCTBT発効促進会議がCTBTの早期発効を求める強いメッセージを国際社会に発するものとなるよう取り組んできたところであり、世界における核軍縮・不拡散のための米国の指導力に期待していたが、このような事態となったことは誠に残念である。米国に対し、国際社会が多大な英知とエネルギーを費やして作り上げたCTBTの信頼と意義を失わせることのないよう、速やかな措置を取ることを強く求める。

競争的安保から協調的安保へ
――ソウル、米軍検証会議報告――

6月29日から30日にかけてソウルで開催された国際会議「最新の状況からアジア太平洋における米軍の役割と影響を再検証する」に参加した。主催は、バンコクに本拠を置くNGO、南半球フォーカスと韓国のグリーン・コリアおよび米軍基地奪還委員会の三者である。アジア太平洋各地からの主な参加者は、次のとおりであった。

ウオルデン・ベロ、エヒト・キムラ（タイ）、ジョセフ・ガーソン（米国）、キム・ヨンハン、リー・テホァ、リー・ヒョンチョル（韓国）、ニック・マクレラン（フィジー）、ローランド・シンブラン、ダン・ビスマノス（フィリピン）、高ひろし、そして私（日本）。

主催者のウォルデン・ベロは、この集会の基調を次のように述べた。「朝鮮半島には冷戦の遺産が唯一未解決のまま残されている。日米新ガイドラインに象徴されるように米軍は一元的ヘゲモニー確立を目指している。このような競争的な安全保障にかわる協調的な安全保障の枠組みを構築するためには、この地域から米軍駐留を一掃するのが最優先の課題である」。

一日目は、米国の「一元的ヘゲモニーの下での多国間枠組み＝リベラルな帝国主義」（ジョセフ・ガーソン）のもとでの各国の状況が次々と報告された。韓国では、環境破壊と汚染が著しく進み、米軍犯罪も公正に処断されないなど、韓米地位地位協定の改訂が運動の目標となっている。フィリピンでは、最近批准された「訪問軍隊協定」（VFA）によって、22の商業港を米軍のアジア太平洋への軍事介入の拠点として提供されることになった。基地跡地の汚染も重大な問題である。一方、米国は来年にはTMD（戦域ミサイル防衛）システムの実験を、太平洋の島々で始めようとしており、世銀による経済プログラムなどを背景に、各国から同意をとりつけようと画策している。日本からは私が、日米新ガイドラインと成立したばかりの関連法案について報告した。

ウォルデン・ベロは三つの原則を提案した。第一に、「安全保障」の「文化革命」が必要である。それはフロイト的に言えば、「父親（米国）を殺す（to slay the father）」ことだ。第二に、地域における多国間安全保障の枠組みが緊急に求められている。第三に、この対話の主体として国家をあてにするわけにはいかない。

明くる30日は、課題別セッションがシリーズで行われた。「米軍基地と犯罪」、「基地と環境」、「二国間条約」。ここでも「地位協定」の不平等条項を撤廃させるための国際的協力の必要性が強調された。来年の沖縄サミットの対抗会議の提案に対しては、沖縄現地のイニシャティブを尊重しつつ、NFIP（非核独立太平洋）やPCDSなど既存の国際ネットワークと協調して進めることが確認された。最後に前出のベロの集約を踏まえ、短いステートメントを確認した。

発題者を含めて30名ほどの小さな会議。聴衆のほとんどは韓国の二十代の若者だった。彼らの真剣なまなざしが印象的だった。（田巻一彦）Ⓜ

◆← 1ページ右下からつづく

バンクーバーで、公聴会が開かれた。このなかで州政府も収用に反対する立場で論陣をはった。公聴会判事は出された意見を集約して9月2日に連邦政府に提出した。判事には判定する権限はなく、意見の集約の権限のみである。これを受けて連邦政府は、9月13日、「反対意見を実行しない理由書」を提出し、収用を決定した。

反対意見の中心をなしていた核兵器問題について、連邦政府は次のような反論をした。

1. 核兵器や核物質をこの基地でテストしたことはこれまでなかったし、これからもない。

2. 核兵器を搭載した米艦船の寄稿や通過は極めて考えにくい。米国は「核兵器の有無を否定も肯定しない（NCND）」政策をとっており、カナダ政府は核抑止の観点からこれを支持する。

3. カナダ政府は99年4月の議会の外交貿易常設委員会への回答文書で明らかにしたように（本誌93・94号、もしくは『核軍縮と非核自治体・1999』参照）、核兵器廃絶をめざして努力している。

4. BC州議会の非核宣言決議を無視しているというが、カナダ憲法においては、核兵器問題は連邦政府の専管事項である。州の決議は法的な拘束力を持たないし、州が核兵器問題で立法する権限もない。

最後の項目では、民意の反映としての非核化要求に対して、ギリギリのところで法律論をふりかざす以外にない連邦政府の姿が浮き彫りになっている。非核宣言が無効であるという事例としてとらえるのではなく、政府を追いつめ政策転換を勝ち取って行くときの世論結集の拠り所として、非核化宣言が有効であることを示す事例として理解すべきことを指摘しておきたい。（梅林宏道）Ⓜ

日誌

＜核＞1999.9.28〜10.5
＜沖縄＞1999.9.6〜9.20

（作成：吉澤庸子、佐久間理絵）

CTBT＝包括的核実験禁止条約／DOE＝米エネルギー省／IAEA＝国際原子力機関／ICBM＝大陸間弾道弾ミサイル／NMD＝国土ミサイル防衛／NYT＝ニューヨーク・タイムズ／PCB＝ポリ塩化ビフェニール／SACO＝沖縄に関する特別行動委員会／WB＝ホワイトビーチ

●9月28日付　日本が導入目指す情報収集衛星に関する日米交換公文と覚書の骨格が明らかに。目的外使用禁止、秘密保護の確保など。

●9月28日　北朝鮮「労働新聞」、ミサイル再発射凍結に関する韓国政府発言に反発。ミサイルは必要に応じていつでも発射すると表明。

●9月30日　茨城県東海村にある民間会社JCOのウラン燃料加工施設で日本原子力史上最悪の放射能漏れ事故が発生。

●9月30日　米DOE、ネバダ核実験場で通算7回目の未臨界実験実施。

●9月30日　米上院院内総務、2年間もたなざらしになっていたCTBT批准案を10月6日の本会議で討論した後、採択するとの方針を表明。

●10月1日　IAEAの年次総会、理事国をこれまでの35カ国から43カ国に拡大することなどを内容とした決議を採択して閉幕。

●10月1日　中国建国50周年の祝賀大会で軍事パレード。多核弾頭搭載が見込まれるICBM・DF(東風)31、中距離弾道ミサイルDF21などが登場。

●10月2日　核関連施設の事故や核物質の保管などを監視する核危機管理センターがモスクワのロシア原子力省に開設される。

●10月2日　米国防総省、NMDの初の迎撃実験に成功。実際の配備の決定は来年との姿勢は変更なし。

●10月4日　米紙NYT、DOE長官とロシア原子力相が米ロがCTBTに違反する実験を監視する新たな措置を検討することで一致したと報じる。

●10月5日　ロシア安全保障会議で1997年度版に代わる新しい「国家安全保障の概念」を承認。核と通常戦力の増強に力点がおかれている。

●10月5日付　在韓米軍の戦術核が1958年から非武装地帯付近3カ所に実践配備されていたことが米国家安全保障会議の公文書から判明。

沖縄

●9月6日　ドイツから帰国の下地沖縄開発政務次官、ドイツでは在日米軍に比べて、環境汚染防止対策が進んでいることを明らかに。

●9月6日　比嘉宜野湾市長ら、県や那覇防衛施設局に対し、軍転特措法の改正と普天間の跡地利用促進の行財政措置を要求。

●9月7日　6月に墜落事故を起こし、飛行停止となっていた垂直離着陸攻撃機AV8Bハリアー機の飛行再開が午前、嘉手納基地で確認される。

●9月7日　SACOで2007年度の返還が合意されているキャンプ瑞慶覧の転用計画について話し合う検討委員会が発足。

●9月8日　WB午前、ミサイル巡洋艦ビンセンズ、ミサイル駆逐艦ジョン・S・マッケーン、駆逐艦クッシングが入港し、すぐに出港。ドック型揚陸艦マウント・バーノンも入港。

●9月8日　午後2時5分頃、金武町のキャンプ・ハンセン演習場レンジ4付近で、実弾演習による山火事発生。出火から5時間30分後に自然鎮火。

●9月9日　日米合同委員会、中城湾泡瀬地区埋め立て予定地を日米が共同使用して制限水域の解除に正式合意。

●9月10日　午前11時30分、米海兵隊のロサンゼルス級原子力潜水艦バッファローが勝連町のWBに入港。

●9月10日　嘉手納基地のPCB投棄問題で、外務省日米地位協定室長は県庁を訪れ、9月下旬から日本政府による補完調査実施を伝えた。

●9月13日　稲嶺知事、北部振興策を協議する新組織は普天間移設に向けた振興策提示のためであることを初めて公式に認めた。

●9月14日　政府、戦時中に接収した嘉手納飛行場と読谷補助飛行場内の土地について「正当に国有財産になった」との見解を明らかに。

●9月15日　原潜艦バッファローが正午、出港。午後4時頃には強襲揚陸艦ベロー・ウッドが入港。

●9月16日　北谷町議会、ハリアー機の訓練再開に対し、訓練中止と事故原因の公表などを求める抗議決議と意見書を全会一致で可決。

●9月16日　ハリアー機の訓練再開問題で、外務省沖縄担当大使「米国が安全を期す限り、再開の中止を申し入れる考えはない」との立場を説明。

●9月17日　親川知事公室長、ハリアー機訓練再開問題で、外務省沖縄事務所などに事故原因究明と安全性の詳細な説明を要請。

●9月17日　ハリアー機の訓練再開問題で、嘉手納町議会は同機の嘉手納基地への飛来などを求める決議と意見書を全会一致で可決。

●9月17日　日米両政府、日米合同委員会で、嘉手納弾薬庫地区の土地約1万9千70平方メートルの返還に合意。

●9月20日　沖縄市議会特別委員会、ハリアー機訓練再開問題で、同機の飛行中止となどを求める意見書を全会一致で決定。

◇◇◆◇◇

BOOK　◆新アジェンダ連合に関する背景知識をもつために◆

「核兵器廃絶への新しい道——中堅国家構想」

●昨年の国連決議全文
●決議への投票結果
●決議への反対意見への反論
などを盛り込んだ全150ページ。

著者：ロバート・D・グリーン
訳者：梅林宏道
発行：高文研
定価：1,300円（十税）
＊一般書店でもお求めになれますが、会員の方は、1冊1,000円です。事務所までご注文下さい。（送料別）

案内

東海村事故情報

9月30日に発生した東海村のウラン施設事故に関して、原子力資料情報室のホームページで「東海ウラン再転換施設での臨界事故について」というコーナーが設けられ、ここで最新の情報が読むことができる。例えば、10月6日記者会見での同事故に関する原子力資料情報室の見解（①事故の経過および性格／②事故原因／③事故がおさまったか／④事故の責任／⑤事故の教訓）など。

http://www.jca.apc.org/cnic/

パキスタン情報

パキスタンで広く読まれている英字紙「DAWN」がホームページを持っており、毎日定時に情報が更新されている。英文だが、ここで例えばクーデターを起こしたムシャラフ参謀総長の演説全文（10月17日）などを読むことができる。

http://www.dawn.com/

お知らせ

10月1日発行の100号記念特集において、一部乱丁がありましたことをお詫びいたします。なお、乱丁のあった『核兵器・核実験モニター』は交換いたしますので、お手数ですが事務所までご連絡下さい。

ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。（会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。）『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

・会員番号（6桁）：会員の方に付いています。
・「（定）」：会員以外の定期購読者の方。
・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読（年5,000円）の更新をお願いします。
・メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。
秋山祐子（ピースデポ）、川崎哲（ピースデポ）、青柳絢子、佐久間理絵、佐藤毅彦、田巻一彦、津留佐和子、中田眞里子、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道